

## わが組合の区長会への要請

特別区長会会長  
多田 正見 様

2009年10月8日 東京清掃労働組合  
中央執行委員長  
西川 卓吾

## 要 請

お忙しい中、わが組合からの要請の時間を割いていただいたことに感謝を申し上げます。まず始めに、先月の29日にわが組合の定期大会がもたれました。本大会で新三役が決まりましたので、簡単に自己紹介をさせていただきます。

(自己紹介)

それでは早速、代表して中央執行委員長の私から要請させていただきます。

本日、特別区人事委員会勧告が出されました。勧告では、「月例給与について、公民較差が△1,605円、率にして△0.38%あり、これを解消するため、給料表の引下げ改定。期末手当・勤勉手当については、△0.35月分 現行4.5月分を4.15月分に改定。」とし、給与構造の改革として「地域手当の支給割合を現行16%から17%に引き上げ、引上げ分(1%)と同率程度、給料月額を引下げ。」また、給与カーブのフラット化として「若年層の引き下げを緩和し、中高年齢層職員との世代間配分の是正を図る」との内容であります。

月例給与、期末手当・勤勉手当ともに引下げとなったのは、2003年の勧告以来6年振りであり、これらが実施されることにより職員の年間平均給与は、約△18万3千円(△2.6%)となり、区政の第一線で奮闘する職員に与える影響は測り知れないものがあります。

こうした勧告となったのは、給与構造改革の推進となんといっても比較対象事業所を50人以上とした比較を行ったことによるものです。私どもは、公民比較企業規模は100人以上を対象とするとともに同種・同等比較とすることを再三にわたって求めてきました。

言うまでもなく、特別区の清掃事業は一日たりとも滞ることの出来ない区民の快適な住環境を守る公務・公共事業であり、日々、区民と直接ふれあいながら作業が進められています。公務としての特殊性や業務の多様性があり、民間事業者との比較において「同種・同等の比較」が単純に当てはまるものではないと言わざるを得ません。

今年度の賃金確定交渉を始めるにあたり、わが組合としての考え方を申し上げます。

まず、一昨年の確定交渉で業務職給料表が平均9%引下げられました。団体交渉の場で「清掃事業を実施する際の労使協議に関わる課題について」「十分に努力してまいりたい」という発言を受けて、苦渋の判断をしたものです。

現給保障がされているとはいえ、ほとんどの技能業務系職員は昇任昇格しても、また業績評価が良くても何年も実質的な昇給が見込めないこととなり、技能業務系職員の士気は低下し、職場には無念さと無力感が漂い続けています。昨年の確定交渉において昇格メリットの改善が図られましたが、依然として多くの技能・業務系職員は、たとえ昇格しても保障額表のままにおかれ、いわゆる「足踏み状態」を解消するには至っておりません。

技能業務系職員が今まで通り自信と誇りを持ち、区政の先頭に立って住民サービスに従事するためにも、本年度の賃金確定交渉を進めるにあたって、技能業務系職員が納得できる現業(業務)職給料表の組み立てに関する改善と同時に、清掃事業の特殊性・困難性を踏まえた現業(業務)職給料表を早期に提示するよう求めます。

第二点目として、この間人事・任用制度の改善を求めてきました。昨年の確定交渉において技能長等の設置基準について一定の改善が図られましたが、多くの区でいまだに統括技能長や技能長に欠員が生じている区があります。引き続き23区統一的な選考方法を求めると同時に、昇任選考に積極的に応募できる環境を整えるなど、さらなる改善を求めます。

三点目ではありますが、勧告では超過勤務手当の支給割合について、「労働基準法の改正の趣旨及び国や他団体の動向を踏まえ、超過勤務手当の支給割合等の取扱いについて、適切な対応が必要」と言及しています。改正労働基準法では月45時間を超え60時間までの超過勤務については、労使協議で法定割増率を上回るよう定める努力義務が科せられています。今回の勧告では具体的な内容には言及されていませんが、民間企業における努力義務の妨げにならないよう、今後の十分な協議を求めたいと思います。

最後になりますが、第一点目でも申し上げたとおり一昨年の確定交渉において厳しい判断を余儀なくされました。給与改定の課題ではありませんでしたが、事業関係の労使協議に関する課題について、団体交渉の場で当局側交渉委員から「十分に努力してまいりたい」という発言を受けて、苦渋の判断をした経緯があります。その後、窓口である清掃主管課長会との間で定期的な意見交換・情報提供の場を設け、様々な議論を行ってまいりました。東京23区清掃事業の大転換ともいえる全区でのサーマルリサイクルの実施や作業計画策定に係る基本的な事項、その他多くの課題について率直な意見交換が出来たことに対して感謝を申し上げたいと思います。大都市東京23区部の清掃事業の特殊性や困難性を鑑み、引き続き十分な労使協議により円滑に事業展開が実施されるよう、改めてのご理解とお力添えをお願いいたします。

制約された時間の中で何点かに絞っての要請となりましたが、具体的な要求項目等は今後お示しします。

以上

## 区長会コメント

## 清掃労組の要請に対する会長発言

平成21年10月8日

ただいま新しい三役の皆さんの自己紹介がございました。

新三役の皆さん、どうぞ、よろしくお願ひ申し上げます。

今回の人事委員会勧告の要請について、申し上げます。

まず、給与勧告についてです。

勧告の内容は、職員の給与が民間給与を0.38%上回り、また、特別給の年間支給月数についても民間の支給割合を上回っていることから、月例給与、期末・勤勉手当とも引下げを行うというものであります。

この勧告内容は、昨年来の世界的金融危機を発端とした、国内景気の急速な悪化の影響を受けた民間給与の水準を、精確に反映した結果であると受け止めております。

本年の勧告の取扱いについては、勧告制度の趣旨を十分に踏まえ、勧告を尊重する姿勢で検討を行ってまいります。

次に、業務職給料表について申し上げます。

業務職給料表については、国・他政令指定都市と比較して極めて高い水準にあったことから、他団体の見直し状況等も踏まえ、平均9%の引下げを行ったものであります。

業務職給料表に関する皆さんと私どもの考え方には、大きな隔たりがありますが、今後も見直しに至った考え方にしたがって、協議していく課題であると認識しております。

次に、超過勤務手当の支給割合等につきましては、人事委員会勧告における意見を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

依然として厳しい経済・雇用情勢にあって、区民は、区政に対し強い期待を寄せる一方、区政を担う職員の勤務条件に厳しい目を向けておりぎす。

特別区が区民の期待に応え、信頼を確保していくためには、職員の勤務条件を、常に社会一般の情勢に適応させ、適切に対応していくことが極めて重要であります。

清掃労組の皆さんには、ただいま申し上げたことについて、ご理解をいただきたいと思ひます。

特別区は、本年度、全区でサーマルリサイクルを本格実施することとなりました。

清掃事業に携わる皆さんのこれまでのご尽力に感謝申し上げますとともに、今後もサーマルリサイクルの円滑な運営にご協力を賜りますよう、お願ひ申し上げます。

私からは、以上です。